

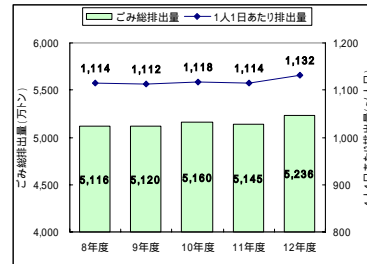
4：循環型社会構築に向けた廃棄物・リサイクル対策

現状

《一般廃棄物の発生・処理状況》

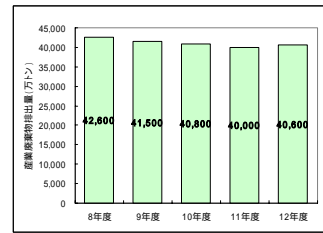
一般廃棄物（家庭ごみ、オフィス・レストラン等からの事業系ごみ）の排出量は、平成元年以降、毎年約 5,000 万トンでほぼ横ばい傾向が続いています。平成 12 年度におけるごみの総排出量は、5,236 万トンとなり、東京ドーム 141 個分に相当します。また、1 人 1 日あたりのごみ排出量に換算すると、1,132 キログラムになります。

12 年度における一般廃棄物の再生利用量は、14% で前年度より増加しており、最終処分量についても 1,050 万トンと順調に削減されています。



《産業廃棄物の発生・処理状況》

産業廃棄物の総排出量は年間約 4 億トンで、横ばい傾向にあります。そのうち、再生利用量は 45% と前年度より増加しており、最終処分量についても 4,500 万トンと順調に減少しています。また、産業廃棄物の不法投棄の状況については、ここ数年は 40 万トン前後で推移していましたが、13 年度は約 24 万トンと大幅に減少しました。一方、投案件数は 1,150 件と増加しています。



《最終処分場の残余年数》

最終処分場の逼迫は特に産業廃棄物において厳しい状況にあります。12 年末時点で残余年数が 3.9 年となっており、特に首都圏では 1.2 年と特に厳しい状況となっています。

《ダイオキシン類の排出の現状》

13 年度における廃棄物焼却施設から排出されたダイオキシン類の排出量は、一般廃棄物焼却施設で 9 年度比 84% 減、産業廃棄物焼却施設で 9 年度比 64% 減と年々減少しています。

《リサイクルの現状》

容器包装リサイクル法に基づく分別収集総量は、9 年度の約 125 万トンから 13 年度には約 230 万トン、14 年度は 4 月から 12 月までの実績で約 186 万トン（15 年 3 月までの 14 年度では推計約 260 万トン）と増加傾向にあります。また、家電リサイクル法に基づき、14 年度には約 1,010 万台の廃家電が家電リサイクルプラント（現在 40 カ所）でリサイクル処理されました。

《PCB 廃棄物処理の現状》

PCB 廃棄物の処理については、これまで民間団体が中心となって処理施設建設の努力がなされてきましたが、地元の理解が得られないなどの理由で、処理体制の構築ができず、約 30 年間の長期にわたり PCB 廃棄物の保管が続いています。

《汚水処理施設整備の状況》

汚水処理施設整備率(下水道、浄化槽、農業集落排水処理施設等を含む)。73.7%のうち、浄化槽による汚水処理施設整備率は、13 年度末に 7.6% となり、前年度より上昇しました。

平成 16 年度施策の方向

- 地方組織の充実・活用、電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及拡大、優良な処理業者の育成等による産業廃棄物不適正処理対策の強化。過去に不適正処分された産業廃棄物の支障の除去の計画的実施
- リサイクル施設、最終処分場、PCB 廃棄物処理施設など廃棄物処理・リサイクル施設の効果的整備
- 浄化槽市町村整備推進事業の促進 等

これまでの取組

《循環型社会システムの構築》

- 具体的な数値目標（資源生産性、循環利用率、最終処分量）などを示した循環型社会形成推進基本計画を、法律上の期限を半年以上前倒して 15 年 3 月に策定し、循環型社会の形成に向けての今後の取組の方向性を提示しました。
- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの個別リサイクル法に基づき、概ね順調にリサイクルが進められています。また、14 年 7 月に、新たに自動車リサイクル法が成立しました。
- 排出事業者の処理責任の徹底、産業廃棄物の処理基準の設定、事業者等の違法行為に対する厳格な対応等により、排出抑制、再生利用の促進、最終処分量の削減とも、前年度と比べ進展しています。更に、不法投棄の未然防止等とリサイクルの推進を図るための廃棄物処理法一部改正が 15 年 6 月に成立しました。
- 廃棄物等の適正な輸出入及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保のため、違法な輸出入を防止しています。

《循環型社会形成のための社会資本整備》

- ダイオキシン本格規制に対応したごみ焼却施設の整備を行うとともに、污泥再生処理センター、リサイクルプラザ等の廃棄物処理・リサイクル施設を整備してきました。
- エコタウンプランに基づいて民間業者が行う先進的・先駆的なリサイクル施設に支援を行いました。
- 健全な水循環に資するため、地域の特性にあった浄化槽の整備を進めています。

《負の遺産の解消》

- 不法投棄等の産業廃棄物の不適正処理の防止については、都道府県等の行政処分及び監視体制を強化し、都道府県等が代執行として行う原状回復措置について現行の基金制度による支援を実施しました。また、過去の不法投棄等に対する原状回復措置について新たな枠組みで支援を行うため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法が 15 年 6 月に成立しました。
- PCB 廃棄物の処理については、北九州、東京、豊田、大阪、北海道において処理施設の立地が具体化しました。

主要課題

- 循環型社会形成推進基本計画で示した物質フロー会計（数値目標）に関する国際共同研究の推進が必要です。
- 不適正処理の防止については、環境省の地方組織を充実・活用しつつ、今般の廃棄物処理法改正により盛り込まれた広域の見地からの調整等を効果的に実施するとともに、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の電子化の普及の促進、優良な処理業者の育成等、廃棄物の適正管理方を強化することが重要です。過去に不適正処分された産業廃棄物については、支障の除去を計画的かつ着実に推進することが必要です。
- 循環型社会構築のために必要とされる 3 R の取組や廃棄物処理・リサイクル施設の整備及び技術開発について、重点的・計画的に施策を充実していくことが必要です。
- 廃炉解体の円滑化と施設整備の効率的実施のための支援の在り方の検討が必要です。
- 地域の特性にあった汚水処理施設整備のため、市町村主体で実施する浄化槽市町村整備推進事業の一層の拡充・推進が効果的です。なお、浄化槽の普及についてのさらなる PR も必要です。
- 拠点の処理施設の整備を始めとする PCB 廃棄物処理の推進が必要です。